

青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例

(平成28年3月青森県条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第1項（法第9条第3項において読み替えて適用する場合並びに法第66条第1項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第258条第1項、土地改良法（昭和24年法律第195号）第9条第3項（同法第48条第9項、第52条の3第2項（同法第53条の4第2項（同法第84条、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）、第84条、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する場合を含む。）、第98条第7項（同法第111条において準用する場合を含む。）、第99条第9項（同法第100条第2項及び第100条の2第2項（これらの規定を同法第111条において準用する場合を含む。）並びに第111条並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の5、農住組合法（昭和55年法律第86号）第11条、集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第12条及び市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第6条において準用する場合を含む。）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項及び第2項（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第32項において準用する場合を含む。）、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第7条第4項並びに農業振興地域の整備に関する法律第11条第7項（景観法（平成16年法律第110号）第55条第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に関する事務に係る手数料等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 法第38条第1項の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付（行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法によるものに限る。）を受ける者
行政不服審査提出書面等交付手数料 用紙1枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。）につき 10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、30円）

(2) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付（前号に規定する交付の方法によるものに限る。）を受ける者

行政不服審査主張書面等交付手数料 用紙1枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。）につき 10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、30円）

（手数料の減免）

第3条 審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）（法第38条第1項の規定を法第9条第3項において読み替えて適用する場合にあっては、審査庁（同条第1項に規定する審査庁をいう。））又は青森県行政不服審査会（青森県附属機関に関する条例（昭和36年1月青森県条例第14号）別表第2に規定する青森県行政不服審査会をいう。）は、前条各号に掲げる者が経済的困難により行政不服審査提出書面等交付手数料又は行政不服審査主張書面等交付手数料を納入する資力がないと認めるときは、法第38条第1項又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求め1件につき2千円を限度として、行政不服審査提出書面等交付手数料又は行政不服審査主張書面等交付手数料を減額し、又は免除することができる。

（送付に要する費用）

第4条 第2条第2号に掲げる者は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を送付により受けるときは、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。